**～中規模防火対象物消防計画作成にあたっての注意事項～**

中規模消防計画の作成例は、作成基準に基づき、防火管理者が義務となる次の防火対象物又は事業所（テナント）を対象に作成されるものです。

　なお、この消防計画は基本的な作成例であって、一律に書き表せない部分があるので、防火対象物又は事業所個々の営業形態及び組織、建物構造、設備の設置状況等の実態とその特異性を加味し、この作成例を参考として作成してください。

　・中規模防火対象物消防計画Ⅰ（単一権原）《乙種防火対象物に該当しないもの》

　　単一権原の甲種防火対象物であって、延面積３，０００㎡未満のもの

　・中規模防火対象物消防計画Ⅱ（複数権原）《乙種防火対象物に該当しないもの》

　　ア　複数権原であって、防火対象物の延面積が３，０００㎡未満で、防火管理業務

を行う占有部分の収容人員が特定用途にあっては３０人以上、非特定用途にあっ

ては５０人以上のもの

　　イ　複数権原であって、防火対象物の延面積が３，０００㎡以上で、防火管理業務を行う占有部分の床面積の合計が３，０００㎡未満、収容人員が特定用途にあっては３０人以上、非特定用途にあっては５０人以上のもの

　　ウ　複数権原であって、防火対象物の延面積が３，０００㎡以上で、防火管理業務を行う占有部分の床面積の合計が３，０００㎡以上、収容人員が特定用途にあっては３０人未満、非特定用途にあっては５０人未満のもの

　　エ　複数権原であって共用部分の延面積が３，０００㎡未満のもの

※　上記に該当していても、従業員５人以下である対象物については、小規模防火対象

物消防計画とすることができます。

**１　目的**

　・　作成する消防計画の法令根拠を明記します。

　・　作成する消防計画を適用する防火対象物名（複合用途で部分的な適用の場合は、

当該事業所(テナント名)を記入します。

|  |
| --- |
| （１）　単一権原の防火対象物場合は、消防法第８条第１項を根拠法令とします。  （２）　統括防火管理者の選任義務対象物に該当しない場合は、（及び全体の消防計画）の文字を二重線等で抹消します。  （３）　統括防火管理者選任義務防火対象物の場合は、消防法第８条の２第１項、統  括防火管理者が作成する全体の消防計画に基づき、当該消防計画を全体の消防  計画と整合させる必要があります。 |

**２　適用の範囲**

作成する消防計画の範囲を明記します。

《複数権原の場合》

　　（１）　当該消防計画を適用する事業所（テナント）の場所（階）及び名称を記入

します。なお、建物所有者との契約上、廊下、階段についても当該消防計画

を適用する場合はその部分を記入します。

　　※　同一階に複数の管理権原者がいる場合は、平面図等により管理権原者の範囲を

示すなどして、権原の範囲を明確にしておきます。

（２）　消防計画を適用する者を明記しておきます。

|  |
| --- |
| （１）　消防計画の適用範囲が、占有部分に限定されたものではなく、当該防火対象  　　　物の敷地及防火対象物内の共用部分並びに当該防火対象物に勤務する者及び  出入りする者全てに適用するものであることを明確に示す必要があります。  （２）　当該防火対象物の所有、管理及び占有している状況を総合的に判断して、不  　　　明瞭な箇所や欠落している部分がないようにします。 |

**３　防火管理業務の一部委託**

　該当する場合は、「該当」にㇾ、該当しない場合は「非該当」にㇾでチェックしま

す。

（１）　防火管理業務の一部を第三者に委託している場合は、受託者も消防計画の適

　　　用対象となりますので明記しておきます。

（２）　業務委託している場合は、委託内容を明確にするため、別表１「防火管理業

務の一部委託状況表」を記入します。

（３）　防火管理業務の一部を委託している者は、管理権原者・防火管理者等の指揮

命令の下で防火管理業務を実施することになりますので、明記しておきます。

（４）　委託した内容について、受託者から防火管理者に報告される形を定めて委託

者と受託者の情報連絡を密にすることを明記します。

**４　管理権原者の責任及び防火管理者の業務**

（１）管理権原者の責任

　　・　防火管理業務は、管理権原者をして行わせるものですが、最終的な防火管理責

　　　任は、管理権原者にあるということを明記しておきます。

　　・　防火管理者は、管理権原者が選任し、防火管理業務を行わせることを明記して

　　　おきます。

　　・　消防用設備等の点検の結果、不備欠陥があった場合は、管理権原者の責任で速

　　　やかに改修することを明記しておきます。

　　・　管理権原者は、火災等災害発生時において在館者等の避難経路を確保するため、

避難施設等の維持管理について明記しておきます。

|  |
| --- |
| 防火管理者として選任される者は、防火管理業務の推進役として中核をなし、　　　かつ、十分に防火管理業務を遂行することができる地位にあり、権限を持つ者でなければなりません。 |

《複数権原防火対象物の場合》

★　防火対象物が統括防火管理者選任の義務がある場合は、「該当」にㇾを、該当しな

い場合は「非該当」にㇾをチェックします。

|  |
| --- |
| （１）　統括防火管理選任義務防火対象物の場合、統括防火管理者が作成する全体の  消防計画について、管理権原者を含め全ての従業員等が遵守る必要がありま  す。  （２）　防火対象物の一部を占有する事業所（テナント）の防火管理者が作成す消防  計画は、全体の消防計画と整合していなければなりません。 |

《自衛消防組織》

★　自衛消防組織の設置（消防法第８条の２の５）義務がある場合は「該当」にㇾを、

義務がない場合は「非該当」にㇾをチェックします。

|  |
| --- |
| （１）　自衛消防組織の業務範囲を定めておきます。  （２）　自衛消防組織を設置又は変更した場合は、消防署長へ届出しなければなりません。 |

（２）防火管理者の業務

　　　　防火管理者の業務について具体的に明記しておきます。なお、防火管理者の主

な業務は次に掲げるとおりです。

　　　・　作成した消防計画の見直し、検討を随時行うとともに必要があれば、計画変

更を行います。

・　訓練計画に基づき、消防訓練を実施

・　建物、危険物等の施設、火気を使用する設備器具、消防用設備等、特殊消防

用設備等の点検・検査の実施及び監督

　　　・　防火対象物の法定点検及びその立会い

　　　・　消防用設備等、特殊消防用設備等及び防火対象物の法定点検（該当していた

場合）の立会い

　　　・　改装、模様替等の工事場所の溶接等の火花が散るなど火災の危険性が高い場

　　　　合の確認

　　　・　火気を使用する場合は、取扱いに関する指導監督

　　　・　収容人員の適正管理

見落としがちな共用部分の出火防止対策は、防火管理者が中心となり、事業所防火管理者と協力して推進することが必要であり、防火対象物内の事業所の実態に応じて必要な事項を加えます。

　　　・　点検・立会業務欄で、防火対象物点検報告義務対象物の場合は、「該当」に

ㇾを、該当していない場合は「非該当」にㇾをチェックします。

★　統括防火管理者への報告欄は、防火対象物が統括防火管理者選任の義務がある場合は、「該当」にㇾを、該当しない場合は「非該当」にㇾをチェックします。

《複数権原の場合》

★　防災センターが設置されている場合は、「該当」にㇾを、該当していない場合は「非

該当」にㇾをチェックします。

**５　火災予防対策**

（１）日常の火災予防のための任務分担

　　　防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務について別表２「防

火管理者等の責任と業務」に明記しておきます。

防火管理者は、防火担当責任者や火元責任者が日常的に実施する防火対策につ

いて、具体的に示しあらかじめ周知しておくことが必要です。

（２）自主的に行う点検・検査

　・　日常的な点検、定期的な検査は、あらかじめ別表３－１「自主点検チェックリ

スト「火気関係」」、別表３－２「自主点検チェックリスト「閉鎖障害」」、３－３

「建物等自主検査チェックリスト「定期」」、別表３－４「自主検査チェックリス

ト「消防用設備等」」により明確にしておきます。

（１）　日常的とは、毎日、定期的とは半年に一回と捉えてください。

（２）　避難口、階段の避難障害、防火戸・防火シャッターの閉鎖障害などについ

ては１日２回以上実施するよう努めてください。

・　点検・検査内容は表等に具体的に示して、点検及び検査漏れのないようにして

おきます。

　（３）法定点検及び報告

　防火対象物点検義務防火対象物の場合は、「該当」にㇾを、該当しない場合は

「非該当」にㇾをチェックします。

　　・　消防用設備等、特殊消防用設備等の点検予定月及び点検事業所を記入します。

　　・　防火対象物点検の実施予定月及び点検業者を記入します。

（１）　防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検を点検業者に委託

して実施する場合は、その点検業者名を、また、自事業所の資格を持った従

業員等が実施する場合は、その氏名を記入します。

なお、統括防火管理に該当する場合で、消防用設備等・特殊消防用設備等

の維持管理を全て建物所有者側の責任で実施する場合は、その旨を記入しま

す。

例：建物所有者の指定した者

（２）　建築基準法に定める定期調査に該当する防火対象物では、建築基準法第１

２条第１項及び第２項に定める建築設備等及び換気・排煙設備等があり、こ

れらの点検実施時にも防火管理者が立ち会うこととなります。

**６　従業員等の遵守事項**

（１）避難施設の維持管理

　　　避難口、廊下、階段、避難通路などの避難施設には、避難の障害となる段ボール、

　　いす、テーブル、陳列棚、自動販売機等は置かないよう明記しておきます。

　防火戸、防火シャッターとは、延焼防止、煙の流入防止のために階段等への出入口に設けられる扉、シャッター等を指します。

（２）火気管理等

　　　日頃から従業員等の防火意識を高めるため、喫煙管理の徹底や業務終了後には、

使用した火気使用設備器具の安全も確認することを明記しておきます。

**７　放火防止対策**

　　過去の火災事例から、トイレ、倉庫、階段室など、死角となる部分からの出火が多

いことから、このような場所を重点とした放火防止対策を明記しておきます。

　放火火災を防止するためには、放火の危険性を踏まえて事業所の実態に応じた対策を行うことが必要です。

**８　工事中の安全対策**

　　仮使用申請したとき、又は消防用設備等・特殊消防用設備等の機能に影響を及ぼす

場合は、工事中の消防計画を消防機関へ届け出ることが必要となることを明記してお

きます。

**９　教育・訓練**

　　管理権原者及び防火管理者は、従業員の防火知識の高揚を図るための教育・訓練の

実施について実施予定月を記入します。

（１）　防火管理者業務に従事する従業員等に対し、消防計画の周知、業務の効果的な推進を図るための方策及び業務に必要な知識等について徹底するために、従業員全員に対しては、適時適切な教育を実施することが必要です。

（２）　防火教育の実施にあたっては、項目ごとに指導し、例に示すような確認表を活用して効果を確認することも必要です。

　　　　なお、効果を確認した結果を分析し、不足していると思われる事項については次回の教育で重点的に行うことが必要です。

例

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 防火教育効果確認 | 実施日・対象者 | | 年　　月　　日　氏名 | | |
| １　持ち場近くの消火器（２か所）の位置を覚えていますか。  ２　消火器を使えますか。  ３　火災時の通報先と通報電話番号を覚えていますか。  ４　自衛消防隊員としてあなたの任務を覚えていますか。  ５　非常口の位置や避難器具の設置位置を覚えていますか。  ６　喫煙について、守らなければならないことを覚えていますか。  ７　火気使用設備器具を使用の際に守るべきことを覚えていますか。  ８　屋内消火栓が使えますか。  ９　防火戸について注意すべきことを覚えていますか。  10　物品などを絶対に置いてはいけない場所を覚えていますか。 | | | | |
| 実施者 | 職　　　　氏名 | | 確認結果 | /１００点 |

（３）　訓練は火災が発生した場合に消防隊が現場に到着するまでの間、各事業所の自衛消防隊が消火設備、避難施設等を活用して迅速・的確に人命の安全確保と災害の拡大防止の措置を取れるよう習熟することが必要です。

（４）　特定防火対象物の消火訓練と避難訓練は、年２回以上実施することが義務付けられています。

（５）　消火訓練は初期消火担当を、通報訓練は通報連絡担当を、避難訓練は避難誘導班及び安全防護担当を中心に知識、技術を向上させるようにします。

（６）　訓練時の安全を図るため、訓練指導者は事前に資器材の点検を行うことが大切です。

**１０　消防機関へ連絡等する事項**

　　　管理権原者、防火管理者又は関係者等が行う届出について明記しておきます。

　　・　消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検結果を報告する時期及び点検予定月

　　　を記入します。

　飲食店、店舗、病院などの特定用途防火対象物は１年に１回、学校、工場、事務所などの非特定防火対象物は３年に１回の報告が義務となります。

《複数権原の場合》

★　自衛消防組織設置（変更）届出欄は、自衛消防組織設置義務防火対象物の場合

は、「該当」にㇾを、該当しない場合は「非該当」にㇾをチェックします。

　・　防火対対象物点検報告欄は、防火対象物点検報告義務防火対象物の場合は、「該

当」にㇾを。該当しない場合は「非該当」にㇾをチェックします。

　防火対象物点検の報告は１年1回が義務となります。

　（特定用途防火対象物で、収容人員が３００人以上である等、消防法施行令第４条の２の２に該当する防火対象物）

**１１　防火管理維持台帳の作成、整備及び保管**

　　　防火対象物定期点検報告制度義務対象物にあっては、防火管理維持台帳の作成保

　　管等は、消防法施行規則第４条の２の４第２項により義務付けられています。

　取りまとめて編冊しておくものの例は次に掲げるとおりです。

（１）甲種防火管理講習、再講習の修了証の写し

（２）消防計画の届出に係る書類の写し

（３）防火管理者選任（解任）届出に係る書類の写し

（４）全体についての消防計画の届出に係る書類の写し※

（５）統括防火管理者選任(解任)届出に係る書類の写し※

（６）自衛消防組織設置(変更)の届出に係る書類の写し※

（７）防火対象物の定期点検結果の報告書の写し※

（８）防火対象物定期点検に関する特例認定に係る書類の写し※

（９）消防用設備等・特殊消防用設備等の設置届出に係る書類の写し

（10）消防用設備等・特殊消防用設備等の設置時検査に係る検査済証

（11）消防用設備等・特殊消防用設備等の定期点検結果の報告書の写し

（12）防火管理に係る消防計画に基づき実施される次の事項

　　ア　火災予防上の自主検査の状況

　　イ　消防用設備等・特殊消防用設備等の点検及び整備状況

　　ウ　避難施設の維持管理状況

　　エ　防火管理上必要な教育の状況

(13)その他防火管理上必要な書類

※は、該当する場合に保管します。

**１２　収容人員管理**

　　　防火対象物の避難施設には、それぞれの規模に応じた限界があり、これを超える

ような人員をその防火対象物に収容した場合、万が一、火災が発生した場合、円滑

な避難が妨げられて大惨事につながりかねないことから、消防法に定められた算定

基準により算出された、収容人員を超えるような人員を収容することを防ぐことを

明記しておきます。

**１３　自衛消防隊の編成及び任務等**

（１）自衛消防隊の編成

　　・　事業所で構成する自衛消防組織及びその任務を別表４その１「自衛消防隊本部

編成表及び任務」に記入します。

　　・　自衛消防隊長は、防火管理者又は自衛消防活動の指揮に適している者を具体的

に明記しておきます。

　　・　本部隊に必要な自衛消防隊（班）を記入します。

・　地区ごとに自衛消防隊を置く場合は編成及びその任務を別表４その２に記入

します。

　（２）自衛消防隊の範囲

当該自衛消防隊の活動の範囲を明確にするとともに、自衛消防隊長がその指揮者となることを明記しておきます。

（３）自衛消防隊長等の権限

　　　　円滑な自衛消防活動を行うために自衛消防隊長等の権限と任務を具体的に明

記しておきます。

　（４）火災発生時の自衛消防活動

　　　　火災等災害発生時の自衛消防隊の活動を本部隊及び地区隊の項目別に「通報連

　　　絡（情報）班」、「初期消火班」、「避難誘導班」、「応急救護班」、「安全防護班」と

して個々の具体的な活動を明記しておきます。

（１）　本部隊の通報連絡（情報）班は、主として防災センターがある場合は、当該

防災センターにおいて火災発生場所からの情報収集及び在館者等への情報提

供を行いますが、自動火災報知設備の受信機が警報を発した場合には、現場

の確認に急行することが必要となります。

（２）　 初期消火班は、初期消火活動に際しては、延焼拡大防止のため、安全防護

班と協力して防火戸及び防火シャッター等の閉鎖も併せて行うことが必要と

なります。

（３）　避難誘導班は、本部隊から指示された避難の優先順位に基づいてメガホン、

拡声器等を活用して避難方向を指示することが大切です。

　　　　なお、火災の状況に応じてトイレや倉庫などに逃げ遅れた者がいないか確

認することも必要となります。

（４）　地区隊の安全防護班は、延焼拡大防止及びエレベーター閉じ込めによる二

次災害の発生を防ぐために、必ず空調設備及びエレベーターを停止すること

が必要となります。

（５）　応急救護班は、火災等の状況によって臨機応変に応急救護場所を変更す

ることも必要です。

（５）営業時間外等の自衛消防活動体制

平日や日中と体制が異なる場合は、休日・夜間の活動体制について明記しておき

ます。

休日・夜間においては、在館者全員で初動の対応を取ります。

なお、休日・夜間の勤務者、夜間の残業者など少ない人数でも効果的な初動対応が

図れるように日頃から教育、訓練が必要となります。

（６）装備及び管理

自衛消防活動に必要な装備内容について明記しておきます。

（１）　事業所ごとに必要な装備品も用意することが望ましいです。

　　ア　個人用装備

①防火衣　②ヘルメット　③警笛　④携帯用照明器具　⑤携帯用無線機

　　イ　本部隊用装備

　　　　①消火器　②とび口　③ロープ　④携帯用拡声器　⑤バール、ジャッキ

　　　　⑤担架　⑥応急手当用具

**１４　震災対策**

　　　地震による被害を最小限に食い止めるために、地震に備えた予防対策や地震が発

　　生したときの活動対策を具体的に明記しておきます。

　　　また、避難する際の避難先について記入します。

（１）　震災による被害は、火災と違い防火対象物の一部でなく複数の箇所で被害

の発生が予測されることから、日常の震災対策として、防火対象物全体で取

り組むべき項目を示し、事業所消防計画に反映させ、防火対象物全体の事前

対策の強化を図ることが大切です。

（２）　地震が発生した際の活動としては、人命安全の確保及び二次災害防止を最

優先とした防火対象物全体としての活動について定めます。

（３）　火災時に必要な自衛消防活動のほかに地震発生時特有の活動として、救助

活動、設備等の損壊への対応について具体的に定め、統括防火管理者を中心

とした連携活動ができるように定めます。

**１５　大雨・強風等に係る自衛消防対策**

大雨・強風等時における防火対象物の管理権原者及び防火管理者が行う被害防

　　止対策及び自衛消防活動について明記しておきます。

**１６　避難経路**

　　　平面図等に避難経路を矢印（⇒）等で示し、添付してください。

**１７　その他防火上必要な事項**

　　　休日、夜間等の終業時間帯において発生した火災等の緊急連絡先を記入しておき

　　ます。